3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字大野字向原六二八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字向原六二八の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県水俣市市渡瀬字馬渕四一二の一から四一二の三まで、四一三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字馬渕四一二の一・四一二の三・四一三の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町柏川字白野六九四の六、六九四の八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字白野六九四の六・六九四の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省経済産業省環境省告示第五号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十八条第四項の規定に基づき、同条第一項の認定を取り消したので、同条第五項において読み替えて準用する同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年五月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

一　名称　朝霧乳業株式会社

二　住所　静岡県富士宮市根原四百四十九番の一

三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	九〇〇ミリリットル	三九〇グラム	牛乳用	平成十三年五月農林水産省経済産業省環境省告示第一号図第一のとおり

○防衛省告示第百三十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、共同使用の条件変更及び新規提供が令和七年五月二十三日次のとおり決定された。

令和七年五月二十七日

防衛大臣　中谷　元

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇六五	大和王城寺原大演習場	宮城県黒川郡大和町	国有	土地：約八、一〇〇平方メートル 令和七年五月七日
二〇六五	大和王城寺原大演習場	宮城県加美郡色麻町	国有	建物：約三〇〇平方メートル 令和七年五月七日
二〇六八	弘前演習場	青森県中津軽郡西目屋村	国有	建物：約五〇平方メートル 令和七年五月七日
二〇六九	神町大高根演習場	東根市	国有	土地：約一、二〇〇平方メートル 令和七年五月七日

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇三三	木更津飛行場	木更津市	国有	土地：約四五、〇〇〇平方メートル 工作物：鋪床等 海上自衛隊が艦船の大型部品の搬出入に使用するため共同使用する。

◎共同使用の条件変更

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三一二七	富士営舎地区	御殿場市	国有	建物：約六三〇平方メートル 工作物：駐機場等 米軍が陸上自衛隊の施設を航空支援施設として使用するため、共同使用の条件を変更する。